

おしえて 消費生活！！



相談事例(七〇歳代 女性)
A 銀行を名乗る男性から「あなたは大手企業 B 社の株を買うリストに載っている。購入しないか」と電話があったが、よく意味が分からず断った。
翌日、今度は B 社の社員という男性から「自分で自社の株を買おうとインサイダー取引になるのであなたの名前で買わせてほしい。後日倍にして返す。」と言ってきた。
B 社は有名な会社だから間違いないだろうし、お金をもらえるなら、と思い指示された通り、口座開設料三〇〇万円を A 銀行に郵送した。その後も「保証金」等の名目で合計一五〇〇万円支払った。あまりに高額なので不安になり、電話してみたがつながらない。

大手企業の名前を悪用！買え買え詐欺に注意！！

「買え買え詐欺」の中で、実在する大手企業の株や社債などが販売されているかのように装って勧誘して、お金を支払わせようとする手口に関する相談が寄せられています。

〈アドバイス〉

- ・大手企業の名前を出すことで消費者を信用させようとしています。名前が使われた企業が社債等の勧誘を個人向けに行っているという事実はほとんどありません。
- ・購入を持ちかける業者が、大手銀行や証券会社の名をかたっているケースもあります。
- ・いったんお金を払ってしまうと取り戻すことは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、キッパリと断りましょう。

◎もし勧誘などで不安を感じたり、不審に思うことがあれば、すぐに東広島市消費生活センターにご相談ください。

東広島市消費生活センター

東広島市役所 2階 17 番窓口

電話 082-421-7189

(月～金 (祝日・年末年始の市の休日を除く。)) 9～12 時 13～17 時)

※独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報第 187 号を引用 (一部添削)

平成25年度 東広島市消費生活センター相談状況

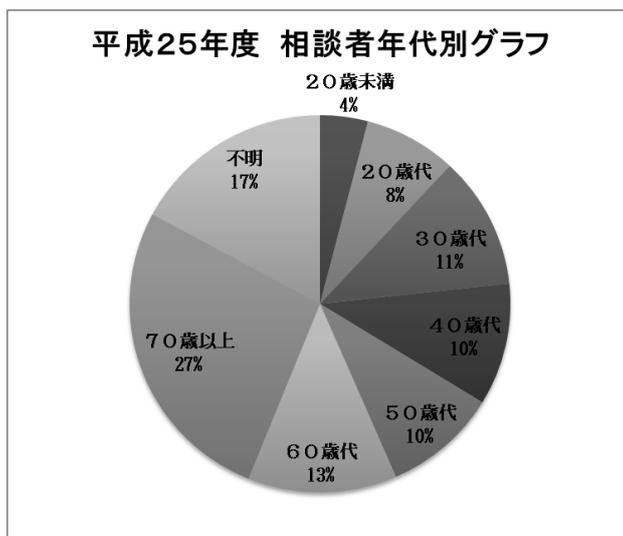
●近年の相談状況

昨年度の東広島市消費生活センターが受けた相談件数は 1,254 件で、前年度から 116 件増加しました。

●当事者の年齢

相談者を年代別にみると、右のグラフの様になります。70 歳以上の方からの相談の割合が最も高いという状況です。

(H25 年度 : 335 件 全体の 27%)



●東広島市の相談件数トップ3

東広島市消費生活センターに寄せられた昨年度の相談事例で多かったものは

① インターネット・携帯サイトのワンクリック詐欺

(例) 無料サイトにアクセスしたら、いきなり登録料を請求された。

② 健康食品の送りつけ商法

(例) 注文していない商品が自宅に届き、その代金を請求された。

③ 賃貸借トラブル

(例) きれいに使用していた賃貸マンションの退去時に、敷金が返還されなかった。

*この外、「ファンド型投資商品」に関するトラブル相談も非常に多くなっています。

◎こうしたトラブルに巻き込まれたら、東広島市消費生活センターにご相談ください！！

* 5月は消費者月間です!

平成 26 年度消費者月間標語

『つながろう消費者—安全・安心なくらしのために—』

東広島市消費生活センター (東広島市役所 2階17番窓口)

電話 082-421-7189 ※月～金(祝日・年末年始の市の休日を除く) 9～12時, 13～17時